

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2（2）	必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」 <u>（追記）</u> ）第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	文言の整理	第三者点検
2	7	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	・ <u>番号法</u> 第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等	・ <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）</u> 第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等	文言の整理	第三者点検
3	12	II 特定個人情報ファイルの概要（1） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑥委託先名	<u>ヒューマンリソシア株式会社</u>	<u>同上</u>	委託先の決定により	第三者点検
4	12	II 特定個人情報ファイルの概要（1） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 再委託 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	<u>⑦再委託の有無 「再委託する」</u> <u>⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。</u> <u>委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。</u> <u>⑨再委託事項 申告情報等のパンチ入力</u>	<u>⑦再委託の有無 「再委託しない」</u> <u>（追記）</u>	再委託を許諾したため	区点検
5	12	II 特定個人情報ファイルの概要（1） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑥委託先名	<u>株式会社 N T T データ・アイ</u>	<u>同上</u>	現在の委託先を記載	第三者点検
6	13	II 特定個人情報ファイルの概要（1） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ⑥委託先名	<u>富士通 J a p a n 株式会社</u>	<u>同上</u>	現在の委託先を記載	第三者点検
7	13	II 特定個人情報ファイルの概要（1） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5	<u>新宿区納付案内センター</u> の運営業務	<u>（仮称）催告等事務センター</u> の運営業務	名称の決定により	区点検
8	14	II 特定個人情報ファイルの概要（1） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑥委託先名	<u>株式会社 バックスグループ</u>	<u>同上</u>	委託先の決定により	第三者点検

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
9	21	Ⅱ 特定個人情報 ファイルの概要(2) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託 委託事項 2	<u>新宿区納付案内センター</u> の運営業務	<u>(仮称) 催告等事務センター</u> の運営業務	名称の決定により	区点検
10	22	Ⅱ 特定個人情報 ファイルの概要(2) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託 委託事項 2 ⑥委託先名	<u>株式会社 バックスグループ</u>	<u>同上</u>	委託先の決定により	第三者点検
11	27	Ⅲ 特定個人情報 ファイルの取扱いプロ セスにおけるリスク対 策 3.特定個人情 報の使用 リスク2 権限のない者（元 職員、アクセス権限 のない職員等）に よって不正に使用さ れるリスク	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができな い対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード <u>及び顔認証</u> の複数の手段による認証 を実施している。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファ イルだけに、アクセスすることができるよう制御している。	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができな い対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード <u>等</u> の複数の手段による認証を実施し ている。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファ イルだけに、アクセスすることができるよう制御している。	文言の整理	パブリック・コメン トの意見を反映